

建築物移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化誘導基準の概要 ※R7.6.1から

1 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

- 玄関出入口の幅 (1以上)
80cm 以上 120cm 以上
- 居室などの出入口
80cm 以上 90cm 以上



2 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

- 廊下幅
120cm 以上 180cm 以上



3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踊り場を設けることも必要です。

- 手すりの設置
片側 両側
- スロープ幅
120cm 以上 150cm 以上
- スロープ勾配
1/12 以下 1/12 以下 (屋外は 1/15 以下)



7 アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

- 通路の幅
120cm 以上 180cm 以上



8 駐車場

駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

- 車いす使用者用駐車施設の数
200台以下の場合：2%以上
201台以上の場合：1%+2台以上2%以上
- 車いす使用者用駐車施設の幅
350cm以上 350cm以上



9 浴室等

共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。
(建築物移動等円滑化誘導基準)



4 エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様としてください。

- 出入口の幅
80cm 以上 90cm 以上
- かこの奥行
135cm 以上 135cm 以上
- かこの幅 (一定の建物の場合)
140cm 以上 160cm 以上
- 乗降ロビー
150cm 角以上 180cm 角以上



5 トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便所を設けてください。

- 車いす使用者用便所の数
原則各階に1つ以上 各便所に1つ以上
- オストメイト対応便所の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上
- 低リップ小便器等の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上



6 ホテルや旅館の客室

ホテルや旅館の客室内の便所や浴室等は車いすを使用する方も使えるようにすることが必要です。

- 車いす使用者用客室の数
1%以上 原則 2% 以上



10 「案内表示」について

バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要です。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。



11 案内設備に至る経路

道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。



12 劇場等の客席

劇場等の客席には、車椅子を使用する方が車いすに乗ったまま観覧できるスペースを設けてください。

- 車いす使用者用部分の数
400席以下の場合：2席以上
401席以上の場合：0.5%以上

- 100席以下の場合：2席以上
- 101～200席の場合：1%以上
- 201～2,000席の場合：1%+2席以上
- 2,001席以上の場合：0.75%+7席以上

- 車いす使用者用部分の寸法等
幅：90cm以上
奥行：135cm以上
床が平坦

- 幅：90cm以上
- 奥行：135cm以上
- 床が平坦
- 舞台等を容易に視認できる構造
- 同伴者用の客席(スペース)が隣接
- 201席以上の場合、当該部分を2カ所以上に分散

それぞれの説明中、青の数値等は建築物移動等円滑化基準、オレンジの数値等は建築物移動等円滑化誘導基準